リハケアステーション都城

事業所番号4560290142

介護保険の利用料金（介護予防訪問看護）

訪問看護利用料は、実際に訪問を行った時間ではなく、訪問看護計画に定められた内容を行うのに要する標準的な時間で算定します。
介護保険のサービス支給限度額を超えてしまう場合、超過分は全額自己負担となります。

基本利用料					
基本報酬	訪問者	訪問時間	算定頻度	費用	備考
介護予防訪問看護Ⅰ１	看護師・保健師	２０分未満	１回	３０３円	
	准看護師			２７３円	
介護予防訪問看護Ⅰ２	看護師・保健師等	３０分未満	１回	４５１円	
	准看護師			４０６円	
介護予防訪問看護Ⅰ３	看護師・保健師等	３０分以上１時間未満	１回	７９４円	
	准看護師			７１５円	
介護予防訪問看護Ⅰ４	看護師・保健師等	１時間以上１時間３０分未満	１回	１，０９０円	
	准看護師			９８１円	
介護予防訪問看護Ⅰ５	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	２０分	１回	２８４円	※利用開始より１２か月以降は２７９円（－５円）
		４０分	２回	５６８円	※利用開始より１２か月以降は５５８円（－１０円）
		６０分	３回	４２６円	※利用開始より１２か月以降は４１１円（－１５円）
		２０分ごと	１回	-８円	別に厚労大臣が定める施設基準に該当する場合の減算。12月超は－１５円
※高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚労大臣が定める基準を満たさない場合は、所定の単位数（費用）の１００分の１に相当する単位数（費用）を減算				
※業務継続計画未策定減算	別に厚労大臣が定める基準を満たさない場合は、所定の単位数（費用）の１００分の１に相当する単位数（費用）を減算				

加算項目					
加算料金	訪問者	訪問時間	算定頻度	費用	適用疾病等の基準
長時間介護予防訪問看護加算		1時間30分以上	１回	３００円	特別管理加算の対象となる利用者
複数名介護予防訪問看護加算（Ⅰ）	看護師＋看護師 (准)看護師＋理学療法士等 (准)看護師＋准看護師	３０分未満	１回	２５４円	①利用者の身体的理由により１人の看護師等による訪問看護が困難 ②暴力行為等がある場合など ③その他
		３０分以上	１回	４０２円	
複数名介護予防訪問看護加算（Ⅱ）	看護師等＋看護補助者 准看護師＋看護補助者	３０分未満	１回	２０１円	
		３０分以上	１回	３１７円	
夜間・早朝介護予防訪問看護加算		６：００～ ８：００	１回	25%割増	
		１８：００～２２：００			
深夜介護予防訪問看護加算		２２：００～ ６：００	１回	50%割増	
緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅰ）			月１回	６００円	看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合。※支給限度額管理の対象外
緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅱ）			月１回	５７４円	※支給限度額管理の対象外

加算項目					
加算料金	訪問者	訪問時間	算定頻度	費用	適用疾病等の基準
特別管理加算１			月１回	５００円	①在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている ②在宅気管切開患者指導管理を受けている ③気管カニューレを使用している ④留置カテーテルを使用している ※支給限度額管理の対象外
特別管理加算２			月１回	２５０円	①在宅自己腹膜灌流指導管理等を受けている ②人工肛門,人工膀胱を設置している ③真皮を越える褥瘡の状態にある者 ④点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態にある者 ※支給限度額管理の対象外
退院時共同指導加算			月１回	６００円	特別管理加算を算定している場合のみ月２回
初回加算１		退院（退所）日に訪問した場合	訪問初月のみ	３５０円	
初回加算２		上記以外		３００円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ			１回	６円	※支給限度額管理の対象外
サービス提供体制強化加算Ⅱ			１回	３円	※支給限度額管理の対象外
専門管理加算			月1回	２５０円	特定行為研修を終了した看護師による計画的管理を行った場合
口腔連携強化加算			月１回	５０円	口腔に関連した情報提供を行った場合

加算項目					
料金	訪問者	訪問時間	算定頻度	費用	適用疾病等の基準
介護職員等処遇改善加算			月１回	上記合計費用の１０００分の18に相当する	

※利用料金表は１割負担の料金が表示されています。また、一定以上所得者の介護保険負担割合見直しに伴い、保険給付サービス利用料の自己負担につきましては、介護保険負担割合証で確認させていただきます。
※加算料金は、必要な方のみの料金になります。
※計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位を算定します。
※緊急時介護予防訪問看護加算の契約を頂く方には、専用の電話番号をお知らせしますので、24時間電話連絡が可能となります。状況に応じて夜間や早朝、休日の緊急訪問にも対応します。
※医師の指示に基づき、理学療法士等が訪問をさせて頂く場合がありますが、その際におきましても看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりとなる訪問となります。
※複数名での訪問看護の提供を行う必要がある場合、ご利用者様の状況に応じて複数名の内１名が看護補助者による訪問となる場合があります。
※実費が発生する場合は、その都度、事前に説明します。